

黒石市学習適応指導教室運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第1号

黒石市学習適応指導教室運営規則の一部を改正する規則

黒石市学習適応指導教室運営規則（平成19年黒石市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「教育委員会」を「黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「心理的要因を主とするさまざまな要因により不登校状態の続いている児童及び生徒（以下「不登校児童及び生徒」という）」を「不登校児童生徒（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ）」に、「不登校児童及び生徒」を「不登校児童生徒」に、「適応教室」を「、黒石市学習適応指導教室（以下「適応教室」という。））」に改め、同条を第1条とする。

第3条を第2条とする。

第4条第1項中「適応教室」の次に「の開設日」を加え、「開設する」を「とする」に改め、同条第2項中「開設時間」を「適応教室の開設時間」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条第1項中「及び」を「かつ」に、「学習適応指導相談員」を「、学習適応指導相談員」に改め、同条第2項中「各号」の次に「に掲げるいずれか」を加え、「もの」を「者」に改め、同項第1号中「教員免状」を「教員免許状」に改め、同条第6項中「あたって」を「当たって」に改め、同条第8項中「もらして」を「漏らして」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項中「不登校児童及び生徒」を「不登校児童生徒」に、「、及び」を「及び」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「不登校児童及び生徒並びに」を「不登校児童生徒及び」に、「児童生徒」を「者」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「不登校児童及び生徒並びに」を「不登校児童生徒及び」に、「以下」を「。以下」に、「に児童生徒記録票（様式第2号）を添付して」を「により」に改め、同条第2項中「次項に規定する受入検討委員会」を「黒石市学習適応指導受入検討委員会（次項において「受入検討委員会」という。）」に、「適応指導受入検討結果通知書（様式第3号）」を「黒石市学習適応指導受入検討結果通知書（様式第2号）」に改め、同条第3項中「担当指導主事及び、学習適応指導教室相談員」を「教育相談担当指導主事及び相談員」に、「受け入れ」を「受入れ」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

発 送 番 号

年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

黒石市立 学校

校長

職印

黒石市学習適応指導教室への通室の申込書

標記の件について、下記児童生徒の通室を申し込みます。

記

学 校 記 入 欄	学 校 名	黒石市立 学校	学級担任 氏 名	
	ふ り が な			
	児 童 生 徒 氏 名		学 年 ・ 組	年 組
	こ れ ま で の 出 席 状 況			
	こ れ ま で の 支 援 の 状 況 ま た は 参 考 と な る こ と 等			

保 護 者 記 入 欄	保 護 者 氏 名	黒石市学習適応指導教室への通室に同意します。 ㊟		
	住 所		電 話	
	勤 務 先		電 話	
	そ の 他 下 記 ※ 印 参 照			

※相談員等が子どもと接する上で、参考となることや覚えておいて欲しいこと等を記入してください。

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号を次のように改め、同様式を様式第 2 号とする。

様式第 2 号(第 8 条関係)

発 送 番 号

年 月 日

黒石市立 学校

校長 様

黒石市教育委員会

教育長

黒石市学習適応指導受入検討結果通知書

下記の児童生徒について、次のとおり決定したのでお知らせします。

記

児 童 生 徒 氏 名			
学 年 ・ 組	年 組	学級担任氏名	

ア 適応指導を開始します。

イ 他の機関で、指導（治療）を受けられる方が適切と考えます。

ウ 現在通っている機関で、相談（治療）を継続される方が適切と考えます。

エ 当分の間、経過を観察した方がよいと考えます。

オ 受入れに余裕がないため、連絡があるまで待機してください。

備 考

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。